2025年度奨学生募集要項

公益財団法人エフテック奨学財団

１．奨学金の応募資格

(1) 当財団の奨学生は、埼玉県およびその隣接する都県に住所を有する大学又は大学院のうち指定された大学・大学院に在学する日本国内外の学習意欲が高い、優れた学生であり、次のいずれにも該当するものが対象となる。

① 将来社会に貢献できる有用な活動を目指す学生

② 奨学金を自身の将来の成長のために有用に活用できる学生

③ 在学する大学・大学院によって推薦された学生

２．奨学生の応募要件

(1) 大学・大学院の要件（以下をもとに大学を指定する。）

当財団が応募を依頼した以下要件に当てはまる大学・大学院

・勉学に対し計画性をもち努力する学生、基礎知識を備えた学生の多い大学・大学院

・学生数が一定以上の大学・大学院

・総合大学のほか工学系、美術系など特色ある大学・大学院

・社会に貢献している大学・大学院

【指定大学（大学院）32校】※

国公立大学（13校）	私立大学（19校）	
群馬大学（群馬）	女子栄養大学（埼玉）	立教大学（東京）
宇都宮大学（栃木）	日本工業大学（埼玉）	青山学院大学（東京）
埼玉大学（埼玉）	慶応義塾大学（東京）	学習院大学（東京）
埼玉県立大学（埼玉）	早稲田大学（東京）	成蹊大学（東京）
東京大学（東京）	上智大学（東京）	駒澤大学（東京）
東京科学大学（東京）※	東京理科大学（東京）	芝浦工業大学（東京）
一橋大学（東京）	中央大学（東京）	専修大学（東京）
東京外国語大学（東京）	明治大学（東京）	東洋大学（東京）
お茶の水女子大学（東京）	日本大学（東京）	獨協大学（埼玉）
東京芸術大学（東京）	法政大学（東京）	
東京都立大学（東京）		
東京学芸大学（東京）		
東京農工大学（東京）		

※ 2024年10月1日、東京医科歯科大学と東京工業大学が統合し、東京科学大学となったことに伴い指定校が１校減少

(2) 年齢要件

・大学２年次以上に在学し、出願する年の３月末において 22 歳以下

・大学院修士課程１年次に在学し、出願する年の３月末において 25 歳以下

※「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程及び一貫制博士課程の１年次及び２年次をいう。

・専門職学位課程１年次に在学し、出願する年の３月末において 25 歳以下

※「専門職学位課程」とは、専門職大学院の課程、法科大学院の課程、教職大学院の課程をいう。

・大学院博士課程１年次に在学し、出願する年の３月末において 28 歳以下

※「博士課程」とは、博士課程、博士後記課程及び一貫制博士課程の３年次から５年次までをいう。

(3) 学業・人物共に優秀な方

(4) 留学生については上記(1)～(3)に該当する私費外国人留学生

（注１） 「私費外国人留学生」とは、「留学」の在留資格を有し、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生でない者。

(5) その他要件

① 奨学金の併給

・他の奨学金との併給は差し支えないが、奨学金給付額の合計額が一般の常識の範囲を超えていた場合は資格なしと判断する。

（注１） 奨学金給付額合計額の一般の常識の範囲とは在学する大学・大学院の年間の授業料および諸経費を基準に判断する。

（注２） 2020 年４月から開始された「高等教育の無償化に向けた大学等就学支援法」（以下大学無償化法）に基づき、授業料減免並びに給付奨学金を支給される者についても原則として上記（注１）の基準を適用するものとする。国公立大学、私立大学の一般的に考えられる授業料、諸経費をもとに算定した大学無償化法適用者に対する当財団の奨学金給付の可否は原則、以下の通りです。

	区分	年収水準	住居	文系	理系	医科歯科
国公立	第Ⅰ区分	295万円未満	自宅	否	否	否
			下宿生	否	否	否
	第Ⅱ区分	295万円以上 395万円未満	自宅	可	可	可
			下宿生	可	可	可
	第Ⅲ区分	395万円以上 461万円未満	自宅	可	可	可
			下宿生	可	可	可
私立	第Ⅰ区分	295万円未満	自宅	否	可	可
			下宿生	可	可	可
	第Ⅱ区分	295万円以上 395万円未満	自宅	可	可	可
			下宿生	可	可	可
	第Ⅲ区分	395万円以上 461万円未満	自宅	可	可	可
			下宿生	可	可	可

（注３）　当財団に応募している学生は、大学無償化法に基づく通知書を受領した場合、直ちに当財団あてにその旨届け出ること。

② 年１回の奨学生交流会への出席

・奨学金給付による金銭的支援のほか、奨学生同士の情報交換・人脈拡大、当財団から奨学生への情報提供といった金銭以外の支援を目的に奨学生交流会を開催します。奨学生の方にはこの奨学生交流会に原則として出席いただきます。

新型コロナ感染症拡大した状況下では、リモートでの交流に変更する場合もある。

３．奨学金給付額と給付の方法

(1) 奨学金給付額：月額３万円（年間 36 万円）

(2) 給付の方法　：採用が決定した奨学生に初めて奨学金を給付する際は、採用を決定した月の翌月に、４月に遡って給付。その後は、隔月毎上旬に、送金の方法で給付する。

４．奨学金給付期間

１年間（４月～翌年３月）。ただし継続申請を認める。

※奨学期間中、所属大学、大学院に在学していることを条件とする。

５．申請者の区分

(1) 新規申請者：当財団から奨学金給付をしたことのない申請者

(2) 継続申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者（2024 年度の奨学生のうち 18 名が継続申請の予定）

６．応募の方法

(1) 手続

奨学金の給付希望者から(2)の応募書類を在学する大学経由で受領する。個人からの直接申請には応じない。

※郵送の宛名及び連絡先

〒346-0101 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 19 番地（株式会社エフテック内）

公益財団法人エフテック奨学財団　事務局宛

(2) 応募書類

応募書類は以下とし応募者に対し返却はしないものとする。

①奨学金願書

・当財団指定用紙

・写真１枚を貼付（カラー、上半身正面、応募前３ヵ月以内、横 3.5cm×縦 4.0ｃｍ）

②推薦書（学校推薦者の自筆署名を必要とする。）

③成績証明書（原本またはコピー、直近の年のもの）

・履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。

④在学証明書（直前３ヵ月以内発行のもの。）

⑤住民票の写し（マイナンバーの記載ないこと）

・写しのコピー不可。記載内容が省略されているものは不可。

・留学生の場合は、在留カードのコピー。（表面と裏面をコピーのこと）

・現住所と住民票の住所表示が異なる場合は、大学が発行する「居住証明書」添付。

(3) 応募書類の締切

2025年４月４日（金）までに、学生課学生支援係に提出のこと。

７．選考について

(1) 選考は、第一次選考として書類選考、第二次選考として面接試験（第一次選考合格者のみ）を行う。

(2) 書類選考については、選考委員会が奨学金願書等応募書類をもとに学業成績、関心、将来の希望について総合的に評価を行う。（新規・継続申請とも）

(3) 新規申請者のうち書類選考通過者に対しては選考委員会による面接を行う。学生に対しては当財団から直接連絡し面接の日程調整を行う。継続申請者は、原則書類選考により合格を決定するが、選考委員会が面接を必要と判断した場合は面接を行うものとする。

なお、書類選考の結果、不合格となった者については、当財団より本人及び大学にその旨通知する。

(4) ６月下旬頃、選考委員会が、第二次選考として面接試験を行い、奨学生候補者と選定し、当財団理事会が採用を決定する。

(5) 合否の結果は理事会終了後に当財団より本人及び大学に通知する。

８．奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された場合には、以下事項について、誓約書を提出していただきます。

(1) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること。

(2) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。

(3) 当財団が実施する奨学生交流会には必ず出席し、奨学生間の意識の高揚と親睦を深めるとともに、社会貢献への志を高めること。

(4) 年度末後１ヶ月以内に学業成績書、生活状況報告書を提出すること。（大学・大学院の都合により学業成績書の提出が遅れる場合は１ヵ月を超過することはやむを得ない。）

なお、奨学金給付の継続申請者は所定の用紙をもって上記書類の提出に変えることができる。

(5) 以下の事項が生じた時は、ただちに当財団あてに届け出ること。

・本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。

・休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があったとき。

・他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。

９．奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の給付を休止、停止又は廃止することがあります。奨学金の廃止の事由（下記（3）～（8））に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

(1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき
(2) 学業または性向などの状況により指導上必要があると認めたとき
(3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
(4) 学業成績又は操行が不良となったとき（廃止）
(5) 在学する大学における学籍を失ったとき（廃止）
(6) 当財団の事務局と連絡がとれなくなったとき又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）
(7) 本財団もしくは支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）
(8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

以上